

[寄稿論文]

アジア発展のなかの地方分権政策

国際東アジア研究センター名誉顧問／京都大学名誉教授 市村 真一

1. 経済発展が要請する地方分権と民営化

本論は、昨年末に刊行された市村真一・R. バール共編『アジア発展のなかでの地方分権政策』の紹介論文 (Review Article) である^(註1)。同書は、国際東アジア研究センターと北九州市が2003年に共催した第1回のアジア発展会議の成果である。同書が扱った、日本、中国、インド、東南アジア諸国において進行中の政治的財政的^(註1)地方分権政策は、今では先進国と発展途上国の学者や政策当局が共に盛んに論議している。世界各国が皆、同じ問題を抱えているのである。

経済発展や国造りの初期には、政治的に国民を統一し、経済の離陸を成就するため、権力と資源の集中は、疑いもなくほとんど必然の要請である。故に、新国民国家の政治機構は、常に権威主義的な中央政府中心に組織される。だが発展が進むにつれて、民間大衆も企業も、政府のサービスや公共施設の改善を求め、またビジネスや雇用の機会の拡大を要求するようになる。殊に大半の国では発展が地域較差を拡大させたため、遠隔地の住民や企業は、政府機関がもっと身近に来て、彼等の要求に応じてくれること、即ち政治と財政の地方分権を要求するようになった。それを知った官僚と政治家は、当然行政と財政の地方分権の方策を模索し始めた。例えば、インドネシアは極めて中央集権の強かった国で、1970年代は勿論、1980年代でも、この新興国で連邦制の可能性を語ることさえタブーであった。だが、今では、本書のインドネシアの章が示すように、政府ははっきりと分

権的な政治財政制度へ舵をきっている。

大半の東アジア諸国は、第二次世界大戦後に独立した国だが、その後数十年の間に1人当たり所得が千ドルを越す中進国のレベルに達し、そうした地方分権の要求が全国各地、国民各層に広がった。しかしそれは、多年議論だけで実現されず、現実には大半の国が依然中央集権下で集中と都市化の弊害に苦しんでいた。本書の各国の章が、議論と現実のずれの御国事情を説明している。

日本も例外ではなかったが、最近人気抜群の小泉純一郎元首相 (2001～06年) が、一気に分権問題を政治の中心テーマとした。「中央から地方へ」と「官から民へ」という2つの選挙スローガンはすこぶる好評で、広く受け入れられた。その結果、この2つの問題が、21世紀を迎える日本政治の動向を左右するキーワードになった。それは冷戦終結後におけるレーガンやサッチャーの規制緩和と自由化の時代趨勢に沿っていた。明らかに、日本の大衆の地方分権への関心は昂揚し、政府サービスは身近に、だが民業には介入しないでとの要望は^{びまん}瀾漫した。本書の日本に関する3つの章が、その現状を説明する。

やや特別なのは、中国とベトナムである^(註2)。この2国は社会主義国であるから、中央集権といっても経済制度 (土地国有や国有企業) が根本的に異なる。従って、両国の地方分権政策は、行政の分権化に加えて、大々的な国有企業の民営化を並行せねばならない。そうした体制移行は、実はゴルバチョフが共産党の書記長になった1985年よりもはるか前、1979年に鄧小平の主導によって中国

で始まっていた。ベトナムの場合は、1986年のドイモイ（刷新）と呼ばれる改革に始まったが、中国の先行体験に誘導された。中国の社会主義市場経済とベトナムのドイモイの成功以後は、2つの社会主義国は他の市場経済の国々とほとんど同じ議論が通用する混合経済に変化した。

勿論、民営化ないし民有化の問題は、分権化とは別に詳論せねばならない。それはそれで重要な経済学の課題であるが、近刊の別書で取り扱ったので、そちらに譲る。それも国際東アジア研究センター主催の2つの国際会議の成果である。市村真一・佐藤経明・W. ジェイムス共編『社会主義国の市場経済への移行－欧州とアジアの経験の比較』（Ichimura, Sato and James, 2009）がそれである。本書の中国とベトナムに関する2つの章は、地方分権問題については、両国と他国との間に根本的な差はないことを示している。

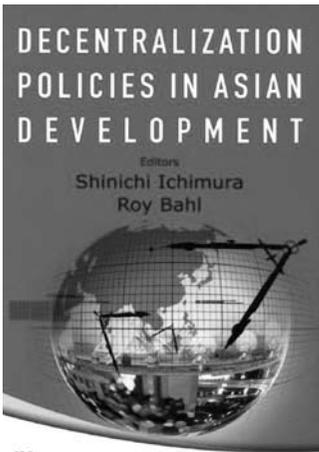
日本では、地方分権と民営化の2つの改革が、同時並行している。政治的・地方分権の議論は、既に戦前に始まったが、戦後の正式な動きは、1981年に地方行政委員会を設置し、従来の議論を、政治的・行政的約束なしに、継続したことに始まる。更に政府は、総理府に地方行政改革委員会を設置し、1989～92年の間議論を続け、府県の統合を認める法律の国会提出を提言した。2004年にはその法律も成立し、遂に長年単なる議論の域にとどまっていた「道州制」が法的に実現可能となった。他方、これらより一歩早く、中曽根内閣（1982～87年）が、長年の課題であった国鉄の民営化を為し遂げ、続く電電公社の民営化、最近の小泉内閣の郵政公社の民営化（2007年）への道を切り開いた。この民営化政策には、地方分権の側面があった。国鉄は地域別に数社に分割され、電電公社も郵政公社も、地域別ではないが、数社に分割されたからである。

以上は、アジア諸国と日本の地方分権政策と公

営企業の民営化の最近の動向の一端であるが、この重要な問題を総括的に取り扱った研究が日本で皆無に近いことは不思議で、多年遺憾とってきた。京都大学東南アジア研究所、大阪国際大学国際関係研究所、北九州市の国際東アジア研究センターの所長を歴任すること約30年、私自身2つの問題の重要性を重々認識していたが、それに取組む本格的な研究プロジェクトを組織できなかった。その理由は、問題が多岐に渡るため、その内容を覆う専門家の国際的チームを組織するだけの知見と人脈と資源を持ち合わせていなかったからである。

2. 第1回アジア発展会議の準備と開催

2002年、時の北九州市長末吉興一氏から、第1回のアジア発展会議の開催の可能性を訊かれた時、私は直ちにそのテーマに「地方分権政策」を推薦した。問題の重要性を確信していたし、市の支援を得れば、上述の困難も打開できると考えたからである。市長は強く賛成された。当時日本の中央地方の行政上、分権政策が重要課題であったからであろうか。しかし私自身、誰がこの分野の信頼できる専門家かをよく知らず、また日本には尋ねる学者もいなかった。そこで未知の海外地域の調査の際、まず「予備調査」をやり次に「本調査」を組織する手法にならって、まず世界銀行（吉村幸雄副総裁）とアジア開発銀行（東京代表李チャンスー博士）の専門家に関する情報と若干のアジア諸国の学者の知友と事前相談の上、それらの人々との予備会議を開いて、取り上げるべき課題と招待すべき専門家のリストを作成した。そこで判った事は、この分野では世界銀行が優秀な専門家と各国研究者との連絡網を持っていることであった。就中、この分野の中心が、共編者のロイ・パール教授（ジョージア州立大学）だと承知した。

 <p>DECENTRALIZATION POLICIES IN ASIAN DEVELOPMENT</p> <p>Editors Shinichi Ichimura Roy Bahl</p> <p>World Scientific</p> <p>Ichimura and Bahl, eds., <i>Decentralization Policies in Asian Development</i> World Scientific Publishing</p>	<p>目次</p> <p>第1章 序説と要約－アジアの地方分権の約束と現実 ……Roy Bahl</p> <p>第I部 行政と財政の地方分権</p> <p>第2章 日本の地方分権政策の現実 ……井川 博</p> <p>第3章 日本の行政と財政の改革 ……井堀利宏</p> <p>第4章 中国の都市化と財政の地方分権 ……左 学金</p> <p>第5章 インド行政の連邦制－傾向と改革 ……M. Govinda Rao</p> <p>第6章 台湾の行政改革 ……Jay N. Shih</p> <p>第7章 フィリピンの地方分権 ……Benjamin E. Diokno</p> <p>第8章 タイ国の地方分権 ……Charas Suwanmara and Dana Weist</p> <p>第9章 ベトナムでの行政の地方分権 ……Ugen K. Hung</p> <p>第10章 インドネシアの急速な地方分権化 ……Wolfgang Fengler and Bert Hofman</p> <p>第II部 地方財政の改革</p> <p>第11章 日本の地方行財政の改革 ……齊藤慎・湯之上秀雄</p> <p>第12章 台湾の地方財政 ……Chu-Wei Tseng and Hsien-Feng Lee</p> <p>第13章 マレーシアの地方政府の歳入 ……Azmi Setapa and Yee Siew Lin</p> <p>第14章 フィリピンの地方財政の自治と監査 ……Rosario G. Manasan</p>
---	---

その基礎の上に、急ぎ本会議の同年11月開催にこぎつけた。予備会議での討論を踏まえ、テーマを大きく3分した。

- (1) 政治的分権と財政的分権
- (2) 分権と地方財政
- (3) 人口の都市集中と都市化問題

である。そして、各テーマにふさわしい論文の執筆者を各国の専門家の中より選び、論文の執筆と会議への出席報告を依頼したが、最善の専門家から直ちに承諾を頂けない場合もあった。この分野の専門家は、どの国でも多忙で、会議の日程と合わず出席できない方がいた。結局、本会議では、高水準の論文22本が報告され、パウル教授の基調講演は、分権政策の問題点の整理と研究の現状の展望を与えた。

加えて、「日本の地方分権政策の現状」に対する外国専門家の関心の高さに配慮して、日本の実務家・専門家による特別のパネル討論を開催した。

司会者は八田達夫東大教授、討議参加者は梶原拓岐県知事(全国知事会長)、末吉興一北九州市長、荒木慶司地方分権改革推進会議事務局長の3人であった(本論を通して肩書きは当時のもの)。会議の詳細は、会議直後に公表した和英両文の報告書が詳しい。パネル討議の内容は、外国人参加者の強い関心と呼んだ。ここで紹介する書物は、会議に提出された論文を、そのまま収録するのではなく、その後の各国の5年間の変化を踏まえて著者が全面的に改訂したものを再編集したものである^(註3)。ここで、同書の内容を紹介するため、その目次を示す^(註4)。

なお、付録には、2日間のプログラムの詳細と全参加者名および上記(1)～(3)の3つのテーマ別の討論が、中央大学工藤裕子教授、一橋大学佐藤主光教授、北九州大学谷村秀彦教授(現国際東アジア研究センター所長)によって要約されている。

地方分権問題をめぐるジャーナリズム上の論議は、日本でも多いが、学術的論議は予想外に乏しい。アジア各国の学界でも見るべき論文は少なく、本書のような研究論文集は貴重である。本書が論議の進展の刺激になることを期待する。だが、本書の議論は、都市化、産業立地、環境問題などと地域較差や財政の地方分権との関係については、まだまだ不十分である。またアジアの国として重要な中国と韓国の地方分権問題について、当初招聘予定の専門家が来日できなかったため、十分に議を尽くしたとは言えない。両国については、優れた研究があることが知られているので、増補改訂の機会を得たい。なお問題は残されているが、本書が契機となって一層の研究や調査と対策が進むことを期待する。以下、パール教授の要約を更に縮約して、本書の議論の中心部分を紹介する。

3. 地方分権のプラスとマイナス

アジア諸国の地方分権政策は、他の途上国と同様、地方政府強化の方向にあり、前社会主義国も移行政策の一項には必ず地方分権がある。先進国の対応は様々で、カナダは分権政策を見直し、スペインや日本は近年それを強化した。

3.1 分権のプラス＝便益

アジア諸国を見たところ、地方政府財政の自立と徴税権限の強化がもたらす最大の便益は、政府を国民に近づけることである。それが効率を重視する経済学者の賛成を得る理由である^(註5)。地方の首長や議員が住民の選挙で選ばれたり、職員が現地採用の場合、地方自治は行政を一層住民の意向に沿うように変わり得る。少なくとも行政側の住民に対する説明責任 (accountability) が大きくなり、万事中央政府が決める場合よりサービスの質は改善しよう。その結果、住民が税の納付に積

極的になる効果がある。その鍵をにぎるのは、地方選挙が正しい情報にもとづいて公正に行われ、職員の採用に依怙臆の無いことである。ただし、これらの条件が満たされるとは限らない。

第2の便益は、地方政府の収入増をもたらすことが多いことである。地方の実状に明るい当局者が徴税を担当すれば、課税対象をより正確に把握するからである。そうなれば、中央政府の地方への交付金も減り、一挙両得となる。地方政府の優位は不動産の把握が正確なことである^(註6)。ただし、この利点の活用が成功したアジアの国はないらしい。

3.2 分権のマイナス＝費用

分権にはマイナスもある。少なくとも中央政府にとってはそうである。分権への最大の抵抗者が中央政府官庁である所以である。マイナス (=費用) の第1点は、中央政府が経済状況に応じて税率や財政支出、貸出を変えたりするマクロ経済の統御力を失うことである。特に途上国政府には、IMFや世銀を含め内外からの圧力が強い。また、財政赤字の制御と中央銀行の貸出の制限を求められることが多く、地方政府に権限を与えすぎると、それに応じられない恐れがある。例えば、本書の論文が示すところでは、インドでは1990年代の終わりには地方政府の累積債務はGDPの10%、日本では40%に達している。フィリピンでは、国税のうち地方への支出に限定された部分が肥大して中央政府予算を制約するに至った。たとえ中央政府から地方への補助が国税の一定割合に縛られていなくても、その切り下げは困難である。人件費の一定の割合とか、貧困者への生活補助費とか、地方政府と有力中央省庁との結びつきが強い場合そうである。

第2のマイナス (=費用) の例は、社会資本の整備についてである。地方政府が公共投資の決定権

表1 財政の地方分権の指標（単位：％）

	1970年代		1980年代		1990年代		
	発展途上国	先進工業国	発展途上国	先進工業国	発展途上国	先進工業国	前社会主義国
地方税収／全税収	10.44 (43)	18.71 (22)	7.70 (35)	18.75 (22)	9.27 (28)	19.13 (20)	16.59 (14)
地方政府歳出／全歳出	13.01 (48)	33.78 (22)	13.24 (43)	32.27 (23)	13.78 (54)	32.41 (23)	26.12 (23)

(注) 括弧内はサンプル数である。

(出所) International Monetary Fund (2006)

を持つとよく起こるのは、中央政府が、公共投資より消費やサービスへの支出を重視する地方と比べて、公共工事重視の地方に資源配分を増やす事である。その結果、国内の社会資本整備が遅れ、成長率が低くなるかもしれない。中央政府の方が大規模灌漑や電力開発に強い関心を持っていると思われるからである。勿論その行き過ぎの場合もあるが、近年特定目的のひも付き補助金を排して一般的助成金に切り替える例が増える傾向にある。インドネシアでも日本でも本書中の論文がそう報告している。

第3点は、分権政策は必ずしも地域較差を縮小する方向に働かない事である。むしろ歳入を中央に集中する方が地域較差の縮小には貢献する可能性が高い。課税対象が小さい地域に分権化しても地域別の歳入差はむしろ拡大する。中央政府が一括して集めて再配分する方が地域別歳入差を縮小できる。しかし潜在的にそうだとしても実際の政府がそうするか否か判らない。各国の平等化政策には大差がある。分権の結果、地域財政の自立自存を強調すると、工業地域や大都市が大きな歳入を得る一方で、地域較差は拡大する。これへの対処は、地域較差を縮小する全体的プログラムを作成することである。その実例は、財政収入の9割が大都市からあがる南アフリカ共和国での平等化プログラムである (Reschovsky, 2003)。

最後の点は、分権しても地方政府の行政能力がその収支両面で責務を担うに耐えられない場合で

ある。結局、中央政府が二度手間をやらねばならないなら、経費は倍加する。また主な税は中央政府で徴収し、残余を地方政府に任せよ、と言う意見もある。しかし実際には徴収の難しいものを地方税にする国も多い。更に地方税徴収額が大きくなると汚職を増やすという説もある^(注7)。分権支持論者は、地方政府の税徴収能力が低いという説に同意せず、工夫の余地、例えば、税率決定は地方に徴収は中央にすることで改善できるという (McLure, 1997)。行政サービスでは、地方政府の学習能力は高く、分権すれば改善されると見る。

3.3 実状

実際、各国の地方分権への動きは遅い。IMFの政府財政統計によると、過去30年間途上国の地方財政の財政支出に占める割合は13~14%にとどまる^(注8)。その安定には驚くが、先進国にも言えることで、表1がそれを示す (Bahl and Linn, 1992)。平均はそうだが、国別に見れば、差は大きい^(注9)。Bahl and Wallace (2005) によれば、地方政府歳出の割合は、1人当たりGDPが高く、人口が大きく、汚職度が低い国ほど高くなる。他の研究の結論も同じである。

4. 分権政策の手段

地方分権実施のための財政上の方策は多い。重要な次の3つを論じる。(1) 地方税、(2) 政府間移転、

表2 中央地方政府間の収支移転を決める方式

分配基金を受ける地方政府間の 配分を決める方式	分配基金の総額を決める方法		
	国税か地方税の 一定の割合	任意の方式	承認された 支出への償還
徴税の源	A	-	-
一定方式	B	F	-
経費一部か全部償還	C	G	K
任意	D	H	-

(出所) Bahl and Linn (1992)

(3) 厳格な予算制限, である。

4.1 地方税

分権の効果的手段としての地方税は、金額においても地域住民が自己負担したと感ずる程度に大きく且つ地方政府の歳出の相当部分を占めなければならない。そうであって初めて地方政府も自己責任を自覚し、自治の名にかなう自立心をもって財政管理を行うようになる。そうしてこそ、地方政府のサービス増の要求が増税を意味することが自明となり歳出増への圧力を引き下げる。多くの先進国では、地方政府が新税を導入することにほとんど制限はない。米国、カナダの州政府は、州間の取引に関係しない限り、これにほとんど完全な自由裁量権を持っている。デンマークやスウェーデンでは地方政府の支出の約半分は地方税で賄われる (Owens and Norregaard, 1991)。スイスでは半分以上という。日本は、この点では他国より遅れているが、最近その方向に切り替わりつつあることを井川教授の論文が紹介している。

途上国では、この点に対して中央政府の抵抗が特に大きい。表1によると、途上国の地方税依存率は10%、先進国は20%と約倍の違いがある。彼等はなお中央政府からの移転 (交付金) に大きく依存する。中央政府が税収源を譲りたがらないのである。パキスタンでは、地方政府は僅かに農業所得と労働用役と固定資産売買に課税できただけで、結果はGDPの1%にすぎない (Bahl, Wallace

and Cyan, 2008)。フィリピンでは、地方政府の歳入の3分の1が地方税収と高く、固定資産税のほか事業税を認められているが、税率は、日本と同様、地方の自由にはならない。結果、収入は任された支出に遙かに及ばない (本書のマナサン論文)。カンボジア、中国、ベトナムの地方税収入は地方政府の全収入の5%にも満たない。

4.2 政府間の収支移転 (交付金)

地方分権で一番問題になるのは、中央と地方の政府間の収支移転ないし交付金である。中央政府は、徴税権を譲るより交付金を好む。それは、中央政府の徴税その他の能力の優越と地方行政の統制力を確保できるからである。正にその故に、交付金は非難される。またそれが自己努力を減退させ、地域較差は縮小せず、外部に見えないとして反対される。結局、分権推進派は中央と地方の主張の中間に妥協点を見つけようとするが、注意点は交付の仕方によって分権への効果が異なる事である。

よく犯される過ちは、収支移転の際、移転する収入のプール総額の計測と、それを地方政府間に分配する仕方の2つを混同することである。前者を、中央地方政府間の「垂直的バランス」、後者を地方政府間の「水平的バランス」という。分権政策は、この両方のバランスに関係する (Bahl and Linn, 1992, 第13章参照)。表2は、その収支移転の仕方の分類表である。表の列は、中央が地方へ配分する基金の総額を決定する方式を、行は、

その基金を地方政府間で配分する方式を示す。以下では、アジアで典型的な、「無条件交付金」、「条件付き交付金」、「任意交付金」について、収支移転の仕方の違いを見る。

無条件交付金は、おそらく地方分権によって達成されるべき地方政府の自立に最もふさわしい。国税の一定割合方式（表第1列）が採られると、地方政府は、弾力的な税基盤と、ある程度確定した額の交付金をあてにすることができる。アジアには、この方式を採用する国が多い。フィリピン（40%）、インド（30%）、インドネシア（25%）、パキスタン（41%）などがそうである。割合は国により異なる。

地方政府間の配分で、Aを取るの是中国で、高所得地域が有利となる。Bは、日本、台湾、フィリピンで、その効果はその決定方式のいかんで大差が生じる。否、実は方式は達成したい目的によって決められていると言ってよい。アジアの実例を若干挙げる。

○フィリピンの方式は、人口、土地面積による均等方式である。それは明瞭で判りやすいが、各単位の徴税額の多少への還元がない。本書のディオクノ論文は、このため地方政府の徴税努力を減退させたと評する。

○タイの方式は、フィリピン方式に地方単位の徴税額に配慮した項目を加えて作られている。このため貧困地域に不利だと批判がある。

○インド方式は、この平等化のため所得水準の逆数を方式に入れた。これには、所得較差の考慮としては過小だと批判があると本書のラオ教授は報告する。

多くの学者は、平等化に必要な方式は各地域の支出必要性と税収能力の両方に配慮すべきだという。日本の地方交付税の方式はこの考えに基づき、交付金を一定の「標準支出」と「標準収入」により配分する。台湾もベトナムも大体日本方式に従

い、ベトナムでは非常に平等化の効果が上がっているという（Hofman and Guerra, 2005）。インドネシアも日本式に近いが、徴税への刺激はない。日本とベトナム方式は、むしろ徴税努力に対しては逆刺激だと思われる。

アジア諸国の現行の政府間収支移転のシステムは、地域間の平等化に貢献していると言えるか。大胆な本書の結論を言えば、Hofman and Guerra (2005) によって、中国、フィリピン、タイ、インドネシアでは、ある程度まで、平等化が進み、ベトナムでは一層そうだと言える。Bahl, Wallace and Cyan(2008) は、パキスタンでも少し効果があったと、ラオ論文はインドでも富裕な州と貧困な州との所得較差は縮小、斉藤・湯之上論文は日本でも同様と報告している。

次に論じるべきは、「条件付き交付金」の効果であり、更には「厳格な予算制限」および「柔軟な予算制限」による地方政府と中央政府との調整の問題である。しかしこの紹介論文では、上記の紹介によって本書の政府間収支移転の問題の扱いの概要を察して貰うこととし、それらは省略したい。

最後に、紙幅の制限もあり、本書が扱っている地方分権政策に関する他の重要な3つの問題に触れて、この紹介論文を終えたい。即ち、政策のデザインと総合性、分権政策実施の順序、分権の政治的側面である。

5. 政策のデザインと総合性

地方分権政策の成功のためには、目標と行程と戦略を明記したブループリントが必要である。それは新制度が維持継続可能であり、起こり得る問題を十分に想定して関係者を安心させねばならない。国家の統治機構の根本に触れるからである。単なる財政以上に、選挙制度や地域の文化や伝統の変更を意味するからである。それが一種の政治

表3 地方分権実現の段階表

段階1	地方分権に関連する諸問題につき、国民的論争を巻き起こす
段階2	実施政策をデザインし、それに関する白書を用意する
段階3	地方分権対策法を立法する
段階4	実施に関する諸法令を整備する
段階5	分権政策のプログラムを実行に移す
段階6	実施状況を監視し、評価し、再実施する

(出所)Bahl and Martinez-Vazquez(2006)

制度改革と同じ事である点は、本書のベトナム論文がよく説明している。インドネシアの分権がいみじくも「ビッグ・バン」と呼ばれたことが、よくその実態を反映している。

6. 分権政策実施の順序

従って、それは一挙に実施できず、目標だけでなく、その道程や順序が大切である。ゆっくり構えていては改革のエネルギーを喪失する。それについてはパール教授が提示する改革の工程図(表3)が参考になる。法治主義と公開の原則が重要である。

7. 分権の政治的側面

勿論、事は単なる行政や財政の問題に終わらない。国政の大改革である。その政治的意味を詳細に検討し、国民の支持を得なければならない。それは中国やベトナムの場合を考えてみれば明らかであり、本書の両国の論文や別な移行経済の本が論じているが、日本のような国についても同様である。従って論じるは易く、実施は至難である。しかし世界の行財政の現状は大きく分権推進の方向に変化した。本書が紹介する議論は、これからの数十年世界各国の内政の重大な課題であることは疑いない。最後に、重要な参考文献を掲げて読者の参考に供する。

注

(注1) Ichimura and Bahl(2008)。本書の編集に当たり、国際東アジア研究センターの瀧井貞行主任研究員の助力を得たことに謝意を表する。

(注2) 本書ではミャンマーを取り上げていない。

(注3) 和文は『アジアの発展と地方分権』(2004)として北九州市が配布した。そのみがパネル討論を掲載している。本書では、更に詳しく日本の実状を紹介するため、井川博教授の論致を採用した。

(注4) 紙数の関係上、寄稿者の所属のみ紹介する。井川(政策科学大学院大学教授)、井堀(東京大学教授)、Zuo(上海社会科学院副院長)、Rao(インド国立財政政策研究所所長)、Shih(台湾、国立政治大学教授)、Diokno(フィリピン大学教授)、Charas(チュラロンコン大学教授)、Weist(世界銀行ワシントン)、Hung(ダイナム大学副学長)、Fengler(世界銀行在ジャカルタ)、Hofman(世界銀行在マニラ)、斉藤(大阪大学教授)、湯之上(千葉商大助教授)、Tseng(台湾国立政治大学教授)、Lee(国立台湾大学教授)、Azmi(マレーシア高等教育省職員)、Lin(マレーシア経済研究所研究員)、Manasan(フィリピン開発研究所研究員)。

(注5) 財政の地方分権のプラス／マイナスは、Oates(1972)、Bahl and Linn(1992)、Bahl and Wallace(2005)、Litvak, Ahmad and Bird(1998)、Bird and Vaillancourt(1998)、Tanzi(1995)、Dillinger and Webb(1999)を参照されたい。

(注6) 途上国の地方税の実状と展望は、Bird(1999)を見よ。

(注7) 分権と汚職の関係についての経験的研究は今までのところ結論を得ていない。例えば、Fisman and Gatti(2002)は分権化した国の方が汚職は少ないというが、Treisman(2000)は連邦制の国の方が統一国より多いという。

(注8) 地方政府支出／(中央政府支出+地方政府支出)だ

が、この比率決定に地方政府がどれだけの発言権を認められているかを反映しない場合が多いので、十分な指標ではない。

(注9) 地方税とは、税率を地方政府が決められる税に限る。

参考文献（本文未出の文献も含む）

- Alm, J., R. Bahl, and R. Aten (2001), "Can Indonesia Decentralize Successfully? Plans, Problems and Prospects," *Bulletin of Indonesian Economic Studies*, 37 (1), pp. 83-102.
- Bahl, R. (2008), "Opportunities and Risks of Fiscal Decentralization: A Developing Country Perspective," in G. Ingram and Y.-H. Hong, (eds.), *Fiscal Decentralization and Land Policies*, Lincoln Institute of Land Policy.
- Bahl, R. W. and J. F. Linn (1992), *Urban Public Finance in Developing Countries*, Oxford University Press.
- Bahl, R., and J. Martinez-Vazquez (2006), "Sequencing Fiscal Decentralization," World Bank Policy Research Working Paper 3914, Public Sector Governance Group, World Bank.
- Bahl, R., S. Wallace and M. Cyan (2008), "Pakistan: Provincial Government Taxation," ISP Working Paper, International Studies Program, Georgia State University.
- Bahl, R. and S. Wallace (2005), "Public Financing in Developing and Transition Countries," *Public Budgeting and Finance*, 25 (4S), Silver Anniversary Issue, pp. 83-98.
- Bird, R. (1990), "Intergovernmental Finance and Local Taxation in Developing Countries: Some Basic Considerations for Reformers," *Public Administration and Development*, 10 (3), pp. 277-288.
- Bird, R. M. and F. Vaillancourt, eds. (1998), *Fiscal Decentralization in Developing Countries*, Cambridge University Press.
- Dillinger, W. and S. B. Webb (1999), "Decentralization and Fiscal Management in Colombia," Policy Research Working Paper 2122, Latin American and Caribbean Division, World Bank.
- Fisman, R. and R. Gatti (2002), "Decentralization and Corruption: Evidence across Countries," *Journal of Public Economics*, 83 (3), pp. 325-345.
- Hofman, B. and S. C. Guerra (2005), "Fiscal Disparities in East Asia: How Large and Do they Matter?" in P. Smoke and R. White, (eds.), *East Asia Decentralizes*, World Bank.
- Ichimura, S. and R. Bahl, eds. (2008), *Decentralization Policies in Asian Development*, World Scientific Publishing.
- Ichimura, S., T. Sato and W. E. James, eds. (2009), *Transition from Socialist to Market Economies: Comparison of European and Asian Experiences*, Palgrave-Macmillan (in print).
- Inter-American Development Bank (1997), *Latin America after a Decade of Reforms*, Inter-American Development Bank.
- International Monetary Fund (2006), *Government Finance Statistics Yearbook*.
- Letelier, L. (2005), "Explaining Fiscal Decentralization," *Public Finance Review*, 33 (2), pp. 155-183.
- Litvack, J., J. Ahmad, and R. Bird (1998), *Rethinking Decentralization*, World Bank.
- Martinez-Vazquez, J., A. Timofeev, and J. Boex (2006), *Reforming Regional-Local Finance in Russia*, World Bank Institute.
- McLure, C. E. (1997), "Topics in the Theory of Revenue Assignment: Gaps, Traps and Nuances," in M. Blejer and T. Ter-Minassian, (eds.), *Macroeconomic Dimensions of Public Finance*, Routledge.
- Oates, W. E. (1972), *Fiscal Federalism*, Harcourt Brace Jovanovich.
- Owens, J. and J. Norregaard (1991), "The Role of Lower Levels of Government: The Experience of Selected OECD Countries," in J. Owens and G. Panella, (eds.), *Local Government: An International Perspective*, North Holland.
- Prud'homme, R. (1995), "The Dangers of Decentralization," *World Bank Research Observer*, 10(2), pp. 210-226.

- Reschovsky, A. (2003), "Intergovernmental Transfers: The Equitable Share," in R. Bahl and P. Smoke, (eds.), *Restructuring Local Government Finance in Developing countries: Lessons from South Africa*, Edward Elgar Publishing.
- Rodden, J., G. Eskeland, and J. Litvack, eds. (2003), *Fiscal De-centralization and the Challenge of Hard Budget Constraints*, MIT Press.
- Sethi, G., ed. (2004), *Fiscal Decentralization to Rural Governments in India*, World Bank.
- Spahn, P. (1997), "Decentralized Government and Macroeconomic Control," Infrastructure Notes FM-12. World Bank.
- Taliercio, R. (2005), "Sub-national Own-Source Revenue: Getting Policy and Administration Right," in World Bank, *East Asia Decentralizes: Making Local Government Work*, World Bank.
- Tanzi, V. (1995), "Fiscal Federalism and Decentralization: A Review of Some Efficiency and Macroeconomic Aspects," In M. Bruno, and B. Pleskovic, (eds.), *Annual World Bank Conference on Development Economics*, World Bank.
- Ter-Minassian, T., ed. (1997), *Fiscal Federalism in Theory and Practice*, International Monetary Fund.
- Treisman, D. (2000), *Decentralization and the Equality of Government*, International Monetary Fund.
- Usui, N. (2007), "Critical Issues of Fiscal Decentralization," ERD Technical Note No. 21, Asian Development Bank.
- White, R. and P. Smoke (2005), "East Asia Decentralizes," in P. Smoke and R. White, (eds.), *East Asia Decentralizes*, World Bank.